

我が国の環境関連税制

エネルギー課税

税目 (課税主体)	課税対象	税率	税収 (平成28年度予算)	使途
揮発油税 (国)	揮発油 製造場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	48.6円/ℓ (本則:24.3円/ℓ)	23,860億円	一般財源
地方揮発油税 (国)		5.2円/ℓ (本則:4.4円/ℓ)	2,553億円	一般財源 (都道府県、指定市及び市町村の一般財源としての全額譲与)
石油ガス税 (国)	自動車用石油ガス 充てん場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	17.5円/kg	180億円	一般財源 (税収の1/2は都道府県及び指定市の一般財源としての譲与)
軽油引取税 (都道府県)	軽油 特約業者又は元売業者からの引取りで当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの	32.1円/ℓ (本則:15.0円/ℓ)	9,245億円	一般財源
航空機燃料税 (国)	航空機燃料 航空機に積み込まれるもの	18.0円/ℓ ※H32.3までの特例税率 (本則:26.0円/ℓ)	669億円	空港整備等(税収の2/9は空港関係市町村及び空港関係都道府県の空港対策費として譲与)
石油石炭税 (国)	原油・石油製品、ガス状炭化水素、石炭 採取場から移出し、又は保税地域から引き取るもの	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 2,040円/kℓ LPG、LNG等 1,080円/t 石炭 700円/t 	6,880億円	燃料安定供給対策 (石油、可燃性天然ガス及び石炭の安定的かつ低廉な供給の確保を図るための、石油及び天然ガス等の開発、備蓄などの措置) エネルギー需給構造高度化対策 (内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギーの需給構造の構築を図るための、省エネルギー・新エネルギー対策等の措置及びエネルギー起源CO ₂ 排出抑制対策などの措置)
	地球温暖化対策のための課税の特例	CO ₂ 排出量に応じた税率を上乗せ※H24.10施行。3年半かけて税率を段階的に引き上げ	<ul style="list-style-type: none"> 原油、石油製品 760円/kℓ LPG、LNG等 780円/t 石炭 670円/t 	
電源開発促進税 (国)	販売電気 一般電気事業者が販売するもの	375円/1000kwh	3,200億円	電源立地対策 (発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金の交付及び発電用施設の周辺の地域における安全対策のための財政上の措置その他の発電の用に供する施設の設置及び運転の円滑化に資するための財政上の措置) 電源利用対策 (発電用施設の利用の促進及び安全の確保並びに発電用施設による電気の供給の円滑化を図るための財政上の措置) 原子力安全規制対策 (原子力発電施設等に関する安全の確保を図るための措置(独立行政法人原子力安全基盤機構に対する交付金の交付を含む。))

計 4兆6,587億円

車体課税

自動車重量税 (国)	自動車 自動車検査証の交付等を受ける検査自動車及び車両番号の指定を受ける届出軽自動車	[例]乗用車 車両重量0.5tにつき ・ 家用 4,100円/年 ・ 営業用 2,600円/年 (本則:いずれも2,500円)	6,492億円	一般財源 (税収の407/1000は、市町村の一般財源として譲与) 税収の一部を公害健康被害の補償費用として交付
自動車税 (都道府県)	自動車 4月1日に所有する乗用車、トラック等	[例]乗用車・家用 総排気量1.5~2ℓ 39,500円/年	15,248億円	一般財源
軽自動車税 (市町村)	軽自動車等 4月1日に所有する軽自動車、原動機付自転車等	[例]乗用車・家用 ・平成27年4月1日以降 10,800円/年 (平成27年3月31日以前は7,200円/年)	2,442億円	一般財源
自動車取得税 (都道府県)	自動車 取得する自動車	<ul style="list-style-type: none"> 家用 取得価額の3% 営業用・軽自動車 " の2% (本則:いずれも3%)	1,075億円	一般財源 (税収の95/100×7/10は市町村に交付(この他、指定都市に加算))

計 2兆5,257億円

(注) エネルギー課税及び車体課税は、OECD「環境関連税制」(Environmentally Related Taxes)の課税対象である「エネルギー製品」、「自動車及びその他輸送手段」に対する税にそれぞれ該当する。